



農地を
貸したい!

農地を
売りたい!

- 農業後継者がいない…
- 機械の更新などの問題で経営の縮小を考えている…
- 兼業化や高齢化などで耕作が出来なくなってきた…

農地銀行にご相談を こんなとき



農地を
借りたい!

農地を
買いたい!

- 経営規模を拡大したい!



農地銀行活用のメリット

農地を貸したら(売ったら)

- 貸した農地は、期限が来れば離作料を支払うことなく必ず返って来ます。
- 農用地区域内の農地を売った場合、譲渡所得について800万円の特別控除があります。

農地を借りたら(買ったら)

- 賃借期間中は、安心して耕作できます。また、期間が終了しても、再設定により継続して借りることも可能です。
- 農地を買った場合、不動産取得税は取得した土地の価格の3分の1が控除されます。また、登記する場合に必要な登録免許税が軽減されます。
- 当事者の請求により、所有権移転登記は市が行います。

申請書の
提出期限

貸し借り……年2回(4月20日・9月20日締め切り)

売 買……毎月末日(不動産業者等が取り扱っている物件は受付できません)

○ご相談は、お近くの農協支店・地元農業委員までお気軽にご相談ください

豊橋市農業委員会 ☎(0532)51-2950